平成２１年（再イ）第１１９号
滋賀県栗東市下戸山1110番地２―405号
再生債務者　橋本真理子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月９日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再イ）第１７５号
大阪府岸和田市藤井町１丁目６番６号
再生債務者　濱中　　勲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月９日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再イ）第７９号
神戸市西区伊川谷町別府88―２―505
再生債務者　山口　　俊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月９日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２１年（再イ）第１８号
熊本県山鹿市鹿本町来民1068番地２
再生債務者　緒方　明啓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月９日
熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 89 号
計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成22年３月８日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 22 年３月 23 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

1、承認番号　第H108号
2、名称　VIGOR ELECTRONICS MANUFACTORY
3、住所　Yang Wu District, Da Lang Town, Dong Guan City, Guang Dong Province, China
4、特定計量器の種類　抵抗体温計

1、承認番号　第H109号
2、名称　オンボエレクトロニクス（シェンツェン）カンパニーリミテッド
3、住所　インダストリアルゾーン　タラン　ルン　ホワ　チェン　バオ　アン　シン　シェンツェン　チャイナ
4、特定計量器の種類　抵抗体温計

弁理士登録公告

平成22年３月３日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。
登　　録

月　日	登録番号	氏　名
3月3日	16582	清水　純一
3月3日	16583	高見　　憲
3月3日	16584	関　　大祐
3月3日	16585	恵比澤　賢
3月3日	16586	山中　純一

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成22年2月4日	06877	菊川　貞夫	死亡抹消
平成22年2月18日	16165	織部　信次	申請抹消
平成22年2月19日	08581	大日方富雄	〃
平成22年2月19日	10583	福元　義和	〃
平成22年2月22日	16557	佐伯　圭佑	〃
平成22年2月24日	15650	後藤　博美	〃
平成22年2月25日	12157	窪田　雅也	〃
平成22年2月25日	15066	小澤　浩子	〃
平成22年2月26日	11647	歌門　　恵	〃

弁理士数　8,161名
（平成22年３月３日現在）
平成 22 年３月 23 日　　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成22年３月３日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。
付　　記

月　日	登録番号	氏　名
3月3日	12423	中村　恵子
3月3日	14256	田中　大介
3月3日	15561	日野　康彦

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,395名
（平成22年３月３日現在）
平成 22 年３月 23 日　　日本弁理士会

厚生年金基金変更公告

ダイハツ販売厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告する。
1．新事務所の所在地　東京都港区新橋６―19―15東京美術倶楽部ビル５Ｆ
2．旧事務所の所在地　東京都中央区日本橋本町２―２―10信和ビル６Ｆ
3．変更年月日　平成22年３月20日
平成 22 年３月 23 日
ダイハツ販売厚生年金基金

東京都文京区公債償還公告

抽せんの結果、東京都文京区公債を次のとおり償還いたします。

銘　柄	償還期日	償還金額	１万円券	10万円券	100万円券
公債平成12年度第１回	平成22年４月24日	773万円	33・34 38	9 87 95 ～ 99	21 ～ 27

平成 22 年３月 23 日　　文　京　区

解散命令公告

岐阜県公告
別表の左欄に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れず、中小企業団体の組織に関する法律第５条の23第６項で準用する中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。
平成 22 年３月 23 日
岐阜県岐阜振興局長　猿渡　要司
別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
マノンニット協業組合　岐阜県岐阜市八代１丁目13番地の４	中小企業団体の組織に関する法律第５条の23第６項で準用する中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

［教示］
1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岐阜県知事に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
2　この処分について不服があるときは、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）この処分の取り消しの訴えを提起することができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日から１年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記１の審査請求をした場合には、この処分の取り消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。